

糸魚川市駅北大火被災者・関係者説明会

期日：平成 29 年 6 月 13 日（火）・14 日（水）

場所：ヒスイ王国館 2 階ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 全体説明

（1）支援金、義援金等の配分について

資料No. 1

（2）復興まちづくり計画の策定について

資料No. 2

（3）今後の再建に向けた流れについて

資料No. 3

（4）その他

4 閉 会

糸魚川市駅北大火 支援金・義援金等 被災者支援内容一覧表

単位:千円

世帯の状況等					合 計		市独自 見舞金	生活用品 等支給 (現金給付)	被災者 生活再建 支援金	第1次 義援金 (見舞金)	第2次 義援金 (見舞金)	見舞金等 小計a	被災者 生活再建 支援金	第2次 義援金 (再建支援) ※	第3次 義援金 (再建支援) ※	再建支援 小計b	仮設店舗 補助金	創業支援事業 補助金	いといがわ木の 香る家・店づくり 促進事業	ふるさと越後の家 づくり復興支援事業
番号	対象者	被害規模	世帯構成	再建方法	小計a + 小計b	加算※	1世帯 あたり	1世帯 あたり	基礎 支援金	1世帯 あたり	1世帯 あたり		加算 支援金	1世帯 あたり	1世帯 あたり		・空家店舗等の改築 費補助 ・家賃補助	・新築及び空家店舗 等の改築費補助 ・家賃補助	・糸魚川産木材を使 用した住宅、店舗 等の再建補助	・越後杉を使用した 住宅、店舗等の再 建補助
①	住宅所有者	全壊	2人以上	建設・購入	8,700 +ア+イ+ウ		100	100	2,000	1,500	1,000	4,700	2,000	1,000	1,000	4,000	・空家店舗等の改築 費補助 ・家賃補助	・新築及び空家店舗 等の改築費補助 ・家賃補助	・糸魚川産木材を使 用した住宅、店舗 等の再建補助	・越後杉を使用した 住宅、店舗等の再 建補助
				補修	6,700 +ア+イ+ウ								1,000		1,000	2,000				
				賃借	5,700 +ア+イ+ウ								500		500	1,000				
			単身	建設・購入	7,700				1,500	1,500	1,000	4,200	1,500	1,000	1,000	3,500				
				補修	5,950								750		1,000	1,750				
				賃借	5,075								375		500	875				
		大規模 半壊	2人以上	建設・購入	7,700 +ア+イ+ウ				1,000	1,500	1,000	3,700	2,000	1,000	1,000	4,000				
				補修	5,700 +ア+イ+ウ								1,000		1,000	2,000				
				賃借	4,700 +ア+イ+ウ								500		500	1,000				
			単身	建設・購入	6,950				750	1,500	1,000	3,450	1,500	1,000	1,000	3,500				
				補修	5,200								750		1,000	1,750				
				賃借	4,325								375		500	875				
		一部損壊		補修	550 +ア						150	100	350			200	200			
②	貸家等 居住者	全壊	2人以上	建設・購入	7,450 +ア+イ+ウ	100	100	100	2,000	750	500	3,450	2,000	1,000	1,000	4,000	・改築費1/2 上限200万円 ※商業・近隣商 業地域内は 上限300万円 ※第2, 3次義援 金額を控除し て補助	・家賃補助 H30.3まで80% 上限8万円/月 H31.3まで50% 上限5万円/月	※り災証明書の交付 を受けた方 ※市内に再建する もの ※市内の大工・工務 店等が建築する もの	・木材購入費の1/2 上限 住宅等30万円 店舗等50万円
				補修	5,450 +ア+イ+ウ								1,000		1,000	2,000				
				賃借	4,450 +ア+イ+ウ								500		500	1,000				
			単身	建設・購入	6,450				1,500	750	500	2,950	1,500	1,000	1,000	3,500				
				補修	4,700								750		1,000	1,750				
				賃借	3,825								375		500	875				
		一部損壊		補修	550 +ア						150	100	350			200	200			
				補修	550 +ア						150	100	350			200	200			
③	併用住宅 所有者	全壊	2人以上	建設・購入	8,700 +ア+イ+ウ	100	100	100	2,000	1,500	1,000	4,700	2,000	1,000	1,000	4,000	・改築費 上限200万円 ・家賃補助 H30.3まで80% 上限8万円/月 H31.3まで50% 上限5万円/月	・改築費1/2 上限200万円 ※商業・近隣商 業地域内は 上限300万円 ※第2, 3次義援 金額を控除し て補助	※り災証明書の交付 を受けた方 ※市内に再建する もの ※市内の大工・工務 店等が建築する もの	・上記①欄と同じ
				補修	6,700 +ア+イ+ウ								1,000		1,000	2,000				
				賃借	5,700 +ア+イ+ウ								500		500	1,000				
			単身	建設・購入	7,700				1,500	1,500	1,000	4,200	1,500	1,000	1,000	3,500				
				補修	5,950								750		1,000	1,750				
				賃借	5,075								375		500	875				
④	自己所有 事業者	全壊		建設・購入	6,100	100	100	100		1,500	1,000	2,600		2,500	1,000	3,500	・家賃補助 H30.3まで80% 上限8万円/月 H31.3まで50% 上限5万円/月	・改築費1/2 上限200万円 ※商業・近隣商 業地域内は 上限300万円 ※第2, 3次義援 金額を控除し て補助	※り災証明書の交付 を受けた方 ※市内に再建する もの ※市内の大工・工務 店等が建築する もの	・上記①欄と同じ
				補修	3,600										1,000	1,000				
				賃借	3,100										500	500				
				補修	1,850										500	500				
⑤	賃借事業者	全壊		建設・購入	4,850	100	100	100		750	500	1,350		2,500	1,000	3,500	・家賃補助 H30.3まで80% 上限8万円/月 H31.3まで50% 上限5万円/月	・改築費1/2 上限200万円 ※商業・近隣商 業地域内は 上限300万円 ※第2, 3次義援 金額を控除し て補助	※り災証明書の交付 を受けた方 ※市内に再建する もの ※市内の大工・工務 店等が建築する もの	・上記①欄と同じ
				補修	2,350										1,000	1,000				
				賃借	1,850										500	500				
				補修	425										200	200				
⑥	貸家等 所有者	全壊		建設・購入	4,850	100	100	100		750	500	1,350		2,500	1,000	3,500	・家賃補助 H30.3まで80% 上限8万円/月 H31.3まで50% 上限5万円/月	・改築費1/2 上限200万円 ※商業・近隣商 業地域内は 上限300万円 ※第2, 3次義援 金額を控除し て補助	※り災証明書の交付 を受けた方 ※市内に再建する もの ※市内の大工・工務 店等が建築する もの	・上記①欄と同じ
				補修	2,350										1,000	1,000				
				賃借	1,850										500	500				
⑦	その他建物 所有者 (空き家等)	全壊		建設・購入	4,100 +エ	100	100	100		300	200	600		2,500	1,000	3,500	・家賃補助 H30.3まで80% 上限8万円/月 H31.3まで50% 上限5万円/月	・改築費1/2 上限200万円 ※商業・近隣商 業地域内は 上限300万円 ※第2, 3次義援 金額を控除し て補助	※り災証明書の交付 を受けた方 ※市内に再建する もの ※市内の大工・工務 店等が建築する もの	・上記①欄と同じ
				補修	1,600 +エ										1,000	1,000				
				賃借	1,100 +エ										500	500				

※加算ア(市独自見舞金):世帯員2人目以降 1人当たり5万円の加算
※加算イ(生活用品等支給(現金給付)):世帯員2人目以降 1人当たり2万円の加算
※加算ウ(世帯員加算(第1次)):世帯員2人目以降 1人当たり30万円の加算
※加算エ(空き家加算(第2次)):ガス・水道が開栓されていて常に使える状態なら50万円、頻繁に利用されている場合はさらに50万円加算
※義援金の再建支援分は、実際にかかった額と支援額の低い方が上限額

問合先
糸魚川市市民部福祉事務所
糸魚川市産業部商工農林水産課
電 話 025-552-1511(代)
メー ル fukushi@city.itoigawa.lg.jp

■ブロック別意見交換会の進捗状況



ブロック名	意見交換内容、今後の予定等
A 1－1	・ 5/10、5/15 に用地立会いを実施。6/16 素図（確認押印前の用地図）確認会を実施予定。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。市道拡幅改良の路線測量に着手予定。 ・ 敷地の再編は行わない予定。
A 1－2	・ 5/19 に用地立会いを実施。6/9 素図確認会を実施。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。市道拡幅改良の路線測量に着手予定。 ・ 敷地の再編は行わない予定。
A－2	・ 5/19 に用地立会いを実施。6/9 素図確認会を実施。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。 ・ 5/13 の2回目の全体会で敷地再編と⑬⑭路線を廃止して新設する市道の計画線について概ねの合意が得られた。 ・ 6/10 に3回目の全体会を開催予定。敷地再編後の土地の配置計画などについて意見交換を行なう。 ・ 公的な住宅の検討にあたり 6/2 に希望する被災者と富山県内の住宅視察を行った。
A－3	・ 5/10、5/15 に用地立会いを実施。6/16 素図確認会を実施予定。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。 ・ 拡幅を計画する⑰路線と⑱路線を直線道路とすることとあわせた敷地再編の要望があり、再編案を作成して個別に意向を確認する予定。
B－1	・ 5/10、5/15 に用地立会いを実施。6/16 素図確認会を実施予定。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。 ・ 道路拡幅や敷地再編の予定がないことから早期の再建希望者と不燃化や景観に配慮した再建案について個別に協議を実施中。
B－2	・ 5/24、5/25 に用地立会いを実施。6/27 素図確認会を実施予定。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。 ・ 売却意向の土地を集約して活用する敷地再編案について検討中。
B－3	・ 4/20、5/18 に用地立会いを実施。6/8 素図確認会を実施。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。 ・ 6/8 に3回目の全体会を開催。民間資本の参入については合意に至らず、敷地再編を行う方向で意見交換を行なう。
B－4	・ 5/24 に用地立会いを実施。6/27 素図確認会を実施予定。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。 ・ 敷地再編については協議中であるが、ほとんどの方が再建する方向で検討中。
C－1	・ 5/25 に用地立会いを実施。6/27 素図確認会を実施予定。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。 ・ 1軒再建済。ブロック北側に再建意向者を集約する予定。南側については、地権者が活用を検討中。
C－2	・ 5/25 に用地立会いを実施。6/27 素図確認会を実施予定。 ・ 境界確定後にガレキ（基礎）撤去。市道拡幅改良の路線測量に着手予定。
本町通り	・ 5/12 と 5/26 に本町通り景観形成と不燃化について勉強会を開催。 ・ 6月末までに、先進地視察を含め全5回の勉強会を開催する予定。 ・ 6月末を目標に本町通り関係者との合意形成を図る予定。

※6月8日現在までの状況をまとめたものであり、各ブロックの方向性として決定したものではありません。

第4回 糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会の開催について

- 1 日 時 平成29年6月8日（木） 13時30分から15時40分
- 2 会 場 ヒスイ王国館2階ホール
- 3 委員からの主な意見

（景観について）

- ・全体として調和を図りつつも、個々の建物の個性を生かしていくことも大切。
- ・景観づくりを継続的に運営していくには計画や協定等を併せて考える必要がある。
- ・まちなみの再生は、ハードルが高いが、復興の最大のモニュメントとなる。

（消防・不燃化について）

- ・消防体制の強化について、消防署員の定員が適正であるかの検証してほしい。
- ・防火性能の高い雁木について、“防火性能の高さ”を明らかにできる構造や材質などを説明してはどうか。
- ・延焼シミュレーションは、条件を被災地にあわせて設定しないと、誤解を招く。
- ・準防火から準耐火建築物へ規制を高める場合は、相応の支援策も検討してほしい。

（にぎわいのあるまち）

- ・まちなかへの回遊性を高めるには、雁木を含めた糸魚川らしいまちなみ形成と個店の魅力づくりを合わせて実施することが重要。
- ・広場と一体となった商業施設は、コンテナやマルシェ（定期市）の開催などから初めて徐々に形を変えていくことも一つの方法。
- ・広場や広い駐車場などの余地があることで、都市の進化に対応することができる。
- ・復興を機に、地元消費の促進、内需の拡大に資する取り組みを。
- ・にぎわいの拠点施設は、誰が建て、誰が運営していくのか、人口減少にも配慮を。

（住み続けられるまち）

- ・共同住宅は、中心市街地でもあり、3階建てぐらいで進めてはどうか。
- ・住み続けられる、戻ってきて暮らせるという点で「食」の要素は重要。

（計画の進捗管理）

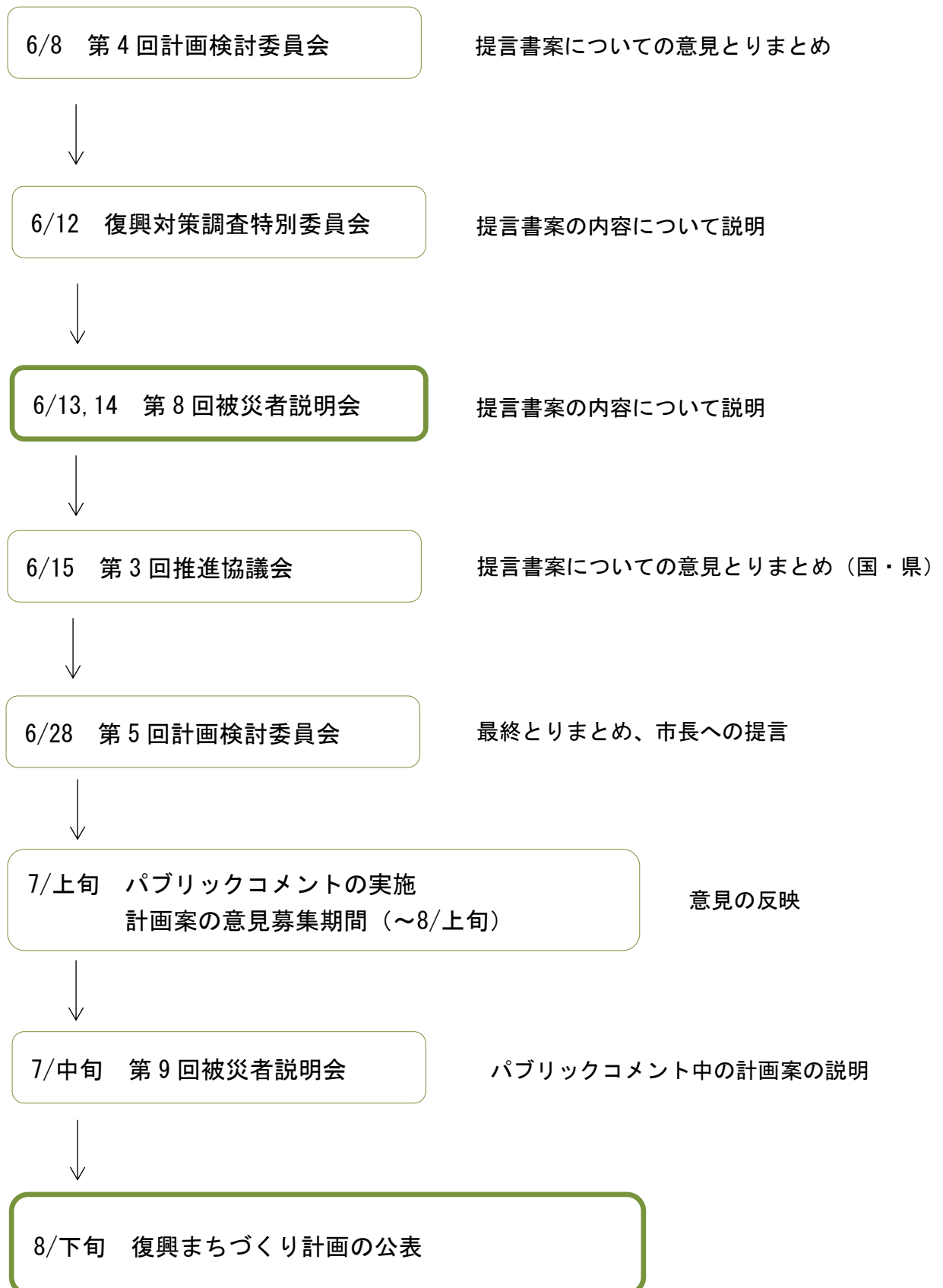
- ・計画の推進にあたっては、外部組織等が評価する仕組みが必要。
- ・防災とにぎわいの拠点の供用開始年度は、明確にしていけるべき。

日本海



A detailed architectural sketch of a traditional Chinese street scene. The main building is a two-story structure with a tiled roof and a balcony. The ground floor features large windows and a covered walkway where several figures are walking. A sign with the characters '大和' is visible on the building. The sketch is rendered in a traditional style with fine lines and shading.

今後の計画策定スケジュールについて



今後の再建に向けた流れ

平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月以降
					
					
					
					

ブロック別の意見交換

ブロック別に、意見交換を行い、再建への方向性や手法について、意見の統一を行っております。

方向性や手法について、意見の統一が必要です。

用地の測量

各ブロックの再建手法に基づき、糸魚川市が発注した測量業者が用地測量を行いました。
【糸魚川市・測量業者】
用地測量の中で、土地の境界について、土地所有者の皆さんの立会いにより確認作業も行いました。
【土地所有者・糸魚川市・測量業者】

ブロック単位での境界の確認を行いました。
立会いにより作成した素図の確認会を行います。
後日お届けする、「申込書兼同意書」の提出が必要です。

家屋等の基礎撤去

境界の同意が得られたブロックから家屋等の基礎部分の撤去を開始します。
【糸魚川市】

整備方針に基づく住宅等の再建

市道の整備、敷地の再編や住宅等の建築が始まります。
【糸魚川市・土地所有者・土地使用者】

※詳細はブロック担当者にご相談ください。